

ぼだいじデイサービスセンター虹 通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいしば会が開設するぼだいじデイサービスセンター虹（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の通所介護事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第7章の規程を遵守する。
- 4 サービスの提供にあたっては、滋賀県介護保険法に基づく指定介護サービスの事業の従事者ならびに設備および運営ならびに指定介護サービスに係る介護のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を遵守する

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名 称 ぼだいじデイサービスセンター虹
- (2)所在地 滋賀県湖南市菩提寺327番地4

(事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- (2)生活相談員 1単位 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上

通所介護計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。

(4) 介護職員 1単位 5名以上

通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1単位 1名以上

通所介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本事業所の職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(12月30日～1月3日)

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

・ 基本サービス提供時間帯 8時45分から16時30分とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】と通所介護を包括して35人とする。

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 生活相談

(3) レクリエーション

(4) 日常生活動作の機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 食事の提供

(8) 口腔ケア

2 前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 本事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用

通常の事業実施地域を越える地点から、1kmにつき100円

- (2) 通常要する時間を超える通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の通所介護に係る基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用 800円/1食
毎月1回は、なないろ給食の日とし、特別メニュー代として900円/1食とする。
なお、実施日はお便りにてご案内する
- (4) おむつ代 実費
- (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適當と認められる費用
レクリエーションに係る費用(外出レクリエーション時の入園料等) 材料代等の実費
- (6) キャンセル料 利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合、一律2,000円、及び、食事代800円なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。
- (7) 洗濯代 100円/回(突発的な時、必要とされる方のみ)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湖南市、甲賀市水口町、竜王町、野洲市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第10条 本事業所に勤務する職員は、指定通所介護事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定介護通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定介護通所介護事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害対策に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力をを行う体制を構築するように努める。

(苦情処理)

- 第12条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講

じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るために研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいろば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

第17条 この規程に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】ぼだいじデイサービスセンター虹と兼務、共用するものとする。

- (附則) この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

- (附則) この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成21年10月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成27年 6月23日から施行する。
- (附則) この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成27年10月15日から施行する。
- (附則) この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成29年11月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成29年12月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。